損　益　計　算　書

（自平成23年４月１日　至平成24年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**642**	**（経常収益）**	**4,607**
一般管理費	86	協定銀行納付金収入	3,968
事業外費用	555	協定銀行貸付金利息収入	638
借入金利息	146	事業外収益	0
機構債利息	407		
機構債事務費	0		
（当期利益金）	**3,964**		
合計	**4,607**	**合計**	**4,607**

㈱１．当期利益金3,964百万円は、預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令（平成16年内閣府財務省令第３号）第４条第１項の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　０百万円

３．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑷　その他

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第41条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成23年度納付金納付申告書の提出を平成24年５月31日に受けた。整理回収機構では、平成23事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、4,267百万円の見込みである。

被害回復分配金支払勘定

貸　借　対　照　表

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**4,895**	**（流動負債）**	**259**
現金・預金	4,895	短期借入金	210
未収金	0	未払金	49
（固定資産）		未払費用	0
有形固定資産		**（固定負債）**	
工具・器具・備品	0	退職給与引当金	4
		（負債合計）	**263**
		（剰余金）	
		利益剰余金	4,631
		積立金	4,247
		当期未処分利益	384
		（純資産合計）	**4,631**
資産合計	**4,895**	**負債・純資産合計**	**4,895**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成23年４月１日　至平成24年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**203**	**（経常収益）**	**587**
被害回復分配金支払業務費		手数料収入	159
消滅預金等債権者補償費	2	被害回復分配金残余納付金	427
過年度納付金払戻金	1	事業外収益	0
一般管理費	199		
事業外費用	0		
借入金利息	0		
雑損	0		
（当期利益金）	**384**		
合計	**587**	**合計**	**587**

㈱１．当期利益金384百万円は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第五章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（平成20年内閣府財務省令第１号）第３条第１項の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。